

令和8年度 筑前町保育所入所案内

保育所とは

保護者が、仕事や病気その他の事由などにより子どもの保育を必要とする場合に保護者から委託を受けて子どもを保育する児童福祉施設です。

【筑前町の認可保育所】0-5歳児まで (市外局番 0946)

保育所名	住所	電話番号	定員	開所時間	短時間利用時間
美和みどり保育所	筑前町依井2230	22-5243	150	7時～18時	8時30分～16時30分
篠隈保育所	筑前町篠隈246-1	42-2004	140		
なずな保育園	筑前町東小田1107	42-5677	120		
白梅保育園	筑前町原地蔵2269-1	21-1020	110		
あさひ保育園	筑前町朝日1078-1	42-8133	90		
アイグラン保育園朝日	筑前町朝日290-1	42-1130	60		
アイグラン保育園朝日第二	筑前町朝日290-5	23-9084	80		
アイグラン保育園下高場	筑前町下高場1885	082-554-4870 (開設準備室)	80		

小規模保育（事業）所とは

0歳から2歳児までを対象に、定員6人以上19人以下で行う小規模な保育施設のことです。

【筑前町の小規模保育(事業)所】0-2歳児まで (市外局番 0946)

保育所名	住所	電話番号	定員	開所時間	短時間利用時間
くりんこ保育園	筑前町栗田1352-5	24-1635	19	7時～18時	8時30分～16時30分
みらいおひさま保育園	筑前町東小田337-1	28-8505	19		
そらまめ保育園	筑前町弥永1059-1	090-4563-3136	12		

※保育標準時間認定の人は、18時～19時が延長保育となります。延長保育料が、18時以降30分毎に100円必要です。ただし、保育短時間認定の人については各保育所が定める利用時間を過ぎた場合、別途延長保育料が必要となります。延長保育料は、保育所へ直接のお支払いとなります。

R8.4.1時点での年齢（クラス）	
年齢	生年月日
0歳児	R7.4.2～
1歳児	R6.4.2～R7.4.1
2歳児	R5.4.2～R6.4.1
3歳児	R4.4.2～R5.4.1
4歳児	R3.4.2～R4.4.1
5歳児	R2.4.2～R3.4.1



【申込受付及び問い合わせ先】
筑前町役場 こども課 児童福祉係

☎838-0298 筑前町篠隈373番地 コスモスプラザ生涯学習館2階
TEL 0946-42-6581

1 申込から利用までの流れ

4月中 入所希望者	在園児・待機児童の方も申込が必要です。（年度ごとの申込になります。） ◎申請書配布・受付（受付場所：こども課） 令和7年10月1日(水)～令和7年11月28日(金) 8時30分～17時00分 ※土日祝除く
4月中に 入所希望の方の 申請について	●令和8年度の入所申請書類をこども課児童福祉係にて配布します。 （町ホームページからもダウンロードできます） ※在園児（在園児のきょうだい含む）の場合は、現在入所している保育所から配布します。 ※先着順ではありません。受付初日から数日は大変混みあいます。急がずおこしください。 ※申請書類に必要書類を添付のうえ、新規の方は、こども課児童福祉係(コスモスプラザ生涯学習館2F)へ、現在入所中の方は保育所へ提出してください。 ※書類不備の場合は受付ができません。記載漏れ、提出漏れがないようお願いします。 ※11月28日(金)を過ぎた場合は、期間内申請者の後の入所審査となりますのでご注意ください。 ※期間内に申請をされた場合でも、定員により希望の保育所へ入所できず、入所保留（空き待ち）になる場合があります。 ※申請期間後の書類提出（就労証明書等）は期間内申請分の調整には反映できません。

入所調整 1月	保護者の希望や施設の空き状況により、町の保育利用選考基準に基づき調整を行います。
------------	--

結果通知 1月下旬以降	入所調整の結果、入所が決定した方には『入所承諾通知書』 入所が決定しなかった方には『入所保留通知書』を送付いたします。
----------------	---

入所が決定の方

入園説明会	3月上旬～中旬に各施設にて説明会が行われます。
入園式	4月上旬に各園にて入園式があります。
保育料決定	4月中旬（個別に通知）

入所が決定しなかった方

待機	4月からの入所が保留になった場合、申請書の裏面「待機する意思」欄の「有」にチェックした場合に限り、令和8年度中は毎月入所調整を行います。 入所可能となった場合のみ連絡します。 申請書提出後、就労状況や世帯の状況等に変更があった場合は、すみやかに必要書類を提出してください。 ※入所保留の有効期限：令和8年度末です。 ※次年度以降の保育所利用は改めて申請が必要です。
----	--

年度途中 入所希望者	◎申請受付（受付場所：こども課） 随時受付（入所希望日の2ヶ月前の月末までに申請）
---------------	---

※入所の要件を満たし、保育所の受け入れに余裕がある場合についてのみ途中入所が可能です。

※受付期間は、入所希望月の前々月初日から前々月末までです。

（例）10月1日～31日入所希望の場合：受付期間 8月1日～8月31日（土日祝を除く）

※申請用紙はこども課で随時配布いたします。受付期限までに書類をそろえて申請してください。

※先着順ではなく保育利用選考基準に基づき入所調整を行い、保育の必要度の高い人から入所となります。

（受付期間の翌月中旬に入所調整結果をお知らせします。）

●「入所可能」となった場合は、電話にてご連絡後に入所承諾兼保育料決定通知書を送付します。

●「入所保留」となった場合は、入所保留通知書を送付します。

※入所保留となった場合、申請書裏面「待機する意思」欄の「有」にチェックした場合に限り、令和8年度中は毎月入所調整を行い、入所可能となった場合のみこども課より電話連絡をします。

※育児休業後の職場復帰のために申請される場合、慣らし保育期間として、最長で復帰日の1か月前を入所日として申請が可能です。その際も、入所日の2か月前の月末までの申請となります。

2 入所の要件 ※入所申請必要書類チェック表は別紙

筑前町に住民登録し、かつ、保護者全員が次の①～⑨のいずれかに該当することもであり、また常時保育が必要な状態にあることが必要です。⑧⑨の理由の場合は「保育短時間」の認定となります。

保育できない理由		保育の必要量の 認定区分
①就労	ひと月において64時間以上労働することを常態としていること ※就労先へ内容を確認させていただくことがあります。 ※就労先が複数の場合、すべての就労先の証明書類の提出が必要です。	保育標準時間 または保育短時間
②就学	学校や職業訓練校に通っている	保育標準時間 または保育短時間
③介護・看護	同居または長期入院などしている親族を常時介護または看護している	保育標準時間 または保育短時間
④出産	分娩（予定）日を基準とし、産前8週の日から、出産日を基準として産後8週の日月末まで	保育標準時間
⑤疾病・障がい	保護者に疾病や障がいがある	保育標準時間
⑥高齢者	保護者が65歳以上（就労の有無は問わない）	保育標準時間
⑦災害復旧	災害等の復旧にあたっている者	保育標準時間
⑧求職活動	求職活動（起業の準備を含む）をしている	保育短時間
⑨育児休業 (育児休業取得前からの継続入所のみ)	育児休業法に基づく育児休業取得者で、既に入所中の兄姉の継続利用が必要であると認められること（育児休業中の新規入所はできません） 【兄姉の継続入所期間：「育児休業対象児童が満1歳を迎える日の属する年度の末日まで」または「既に保育所を利用している子どもが小学校に就学する日の前日まで」のいずれか短い期間。ただし、育休対象児童が満1歳になるまでに保育所の入所申請をし、待機児童となった場合に限る】 ※ただし、希望する保育所に待機児童がいない場合は、入所決定することがあります。	保育短時間
⑩その他	虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合	保育標準時間

※変更があった場合は、必ず届出が必要となります。

3 保育の必要性の認定（支給認定）

保育所、幼稚園（新制度に移行するものに限る）、認定こども園などの利用を希望する保護者は、あらかじめ教育・保育給付認定及び保育の必要量の認定を受ける必要があります。次の3つの区分に応じて施設などの利用先が決まります。

①教育・保育給付認定区分

認定区分	要件	利用先
教育標準時間認定 （1号認定）	満3歳以上で 教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（教育部分）
保育認定（2号認定）	満3歳以上で 「3. 入所の要件」を満たし、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部分）
保育認定（3号認定）	満3歳未満で 「3. 入所の要件」を満たし、保育を希望する場合	企業主導型保育施設

②保育の必要量の認定区分

保育の必要量の区分	基準となる就労などの時間
保育標準時間（最長11時間まで）	就労時間等が原則として月120時間以上の場合
保育短時間（最長8時間まで）	就労時間等が原則として月64時間以上120時間未満の場合

※短時間認定の場合、認定された利用時間以外は延長保育となり、延長保育を実施している保育所に別途料金を直接支払っていただきます。

※就労時間等が月64時間以上120時間未満であっても、常態として各保育施設が設定する保育短時間の利用時間帯を超えての利用となる場合は、保育標準時間認定となる場合がありますのでこども課へご相談ください。

また、保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望で保育短時間とすることができます。

◆月途中で保育の必要量の認定区分が変更となる場合について

月の途中で認定区分や保育必要量（保育標準時間／保育短時間）の変更があった場合、新しい認定区分、保育必要量の適用は、翌月1日からとなります。

（例①）求職活動中（保育短時間）の保護者が、6月1日に就労（予定）証明書を提出した場合、7月1日から保育標準時間認定となる。

（例②）保育標準時間認定の保護者が、離職により6月1日に求職活動申立書を提出し、6月30日に就労（予定）証明書を提出した場合、7月1日以降も保育標準時間認定となる。

※保育必要量の認定区分は月ごとの変更となります。就労状況等が変わられた方はお早めにお手続きください。

【保育認定の有効期間】

3歳未満児は3歳の誕生日の前々日まで、3歳以上児は卒園までです。

ただし、妊娠・出産の場合は、分娩（予定）日を基準として産前8週の日から、出産日を基準として産後8週の日の属する月の末日まで（ならし保育2週間含む）、求職活動の場合は、入所後3か月間となります。

町外へ転出され住所登録がなくなれば保育認定も失効します。

◆慣らし保育について

- ・お子さまが園に慣れるため、**通常の保育時間を短縮**して保育するものです。
- ・初めて保育所を利用されるお子さまについては、保護者の希望や保育所からの要望により、慣らし保育を行います。
- ・期間は通常最大2週間、育休復帰の方は最大1か月です。

※入所日は慣らし保育を含めた期間で申請してください。

※4月1日入所者は4月1日からが慣らし保育期間になりますのでご注意ください。

（3月中の慣らし保育は、入所定員の関係上行うことが困難です。）

4 保育料について

保育所で子どもを保育するための経費は、一部を保護者にご負担いただき、大半を国と県と町の税金でまかっています。保育料は納期までに確実に納付していただきますようお願いします。

【保育所の運営に必要な経費の負担割合】

国が定める利用者負担		町の負担	県の負担	国の負担
保護者負担	町の追加負担			

※3歳児～5歳児及び0歳児～2歳児のうち市町村民税非課税世帯については、幼児教育・保育無償化制度により保育料をお支払いいただく必要はありません。

◆幼児教育・保育の無償化に伴う給食費について

◇3歳児～5歳児については、保育料は無償となりますが、保育所の給食の材料にかかる費用(給食費)については無償化後も引き続き、保護者のご負担となります。主食・副食費は保育所に直接お支払いとなります。

必ずお支払いいただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

◇年収360万円未満相当世帯の子どもと同一世帯から2人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園等に入所している世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。

免除対象となる人へは、免除通知でお知らせします。

◇0歳児～2歳児については、これまで通り保育料に含まれています。

◆保育料の決定について

保育料は、基本的に児童の保護者の「市町村民税の合計額」で決まります。

保護者それぞれの年間所得がともに48万円以下(9月の保育料切替後は、基礎控除等の見直しに伴い、年間所得58万円以下)の場合は同居の親族の市町村民税額を保育料等算定の基準に用いることがあります。

(保護者や同居親族の転居・転出入などの異動があった場合は、年度途中でも変更届の提出が必要です)

また、市町村民税所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除など一部の控除は適用外です。

※収入がない場合(病気・介護などで就労なしの場合)も、毎年申告が必要です。申告がないと、保育料の算定ができず保育料が最高額でかかることがあります。

◆保育料の切り替えは毎年9月になります

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村税額に基づき算定した保育料						今年度の市町村税額に基づき算定した保育料					

(令和8年度の保育料の場合)

令和8年4月～8月分



令和7年度市町村民税額(令和6年中の所得)で算定

令和8年9月～令和9年3月分



令和8年度市町村民税額(令和7年中の所得)で算定

◆保育料の多子軽減について

同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設に入所している場合、保育料は第2子半額となります。

保育料の算定に影響しますので、保護者と生計が同一で、保護者に監督、保護される子どもについて漏れなく申請書にご記入ください。また新たに施設利用が決まった場合は必ずご連絡ください。

【保育料軽減措置】

世帯の市町村民税所得割算額が57,700円未満の場合、上のお子さんの年齢や利用施設に関係なく、第2子は半額、第3子は無料となります。ただし、市町村民税非課税世帯または世帯の市町村民税所得割算額が77,101円未満の母子・父子・在宅障がい者などの世帯に限っては、第2子以降は無料となります。

【第3子以降保育料無償化事業】

第1子、第2子の年齢や世帯の収入に関係なく、第3子以降の全てのこどもの保育料を無償としています。

対象世帯は保護者と生計が同一で、保護者に監督、保護される子どもが3人以上いる世帯です。

【多子世帯保育料補助金】

きょうだい児の下の子が保育園等、上の子が届出保育施設(認可外)を利用している場合、本来多子軽減の対象外となります。その差額を補填するため、筑前町では、多子世帯保育料補助金を設けています。

◆保育料の納付について

(1) 保育所の場合

◇町への支払いとなります。納付方法については納付書(コンビニ・電子決済可)、又は口座振替となります。

◇保育料は当月末日(金融機関の休業日にあたる土日祝日の場合は、翌営業日)が納付期限です。

※ただし12月は25日、3月は28日が納付期限となります。

◇納め忘れを防ぐために口座振替を推奨しています（毎月の納期までに金融機関に行く手間が省けます）

※入所決定の方には、口座振替用紙をお渡しします。口座振替希望の金融機関でお手続きください。

※既にきょうだい児が保育所に入所している場合も、別途入所する児童の口座振替手続きが必要です。

◇口座振替の手続きが完了したら通知でお知らせします。（手続きは1～2か月かかります。）

手続きが完了するまでは、納付書を発行します。

◇期限内に納付が確認できないときは、期限後20日程度で督促状を送付します。※200円の督促料がかかります。

◇保育料のお支払いについて、一時的に支払えない事情等がありましたら、お早めにご相談ください。

◇定められた納期限までに保育料を納めないと、「滞納」となります。

保育料を滞納した場合、滞納処分（財産調査、差し押さえ等）を行うことがあります。

◆入所期間中に保育所を休んだ場合や慣らし保育の期間中でも、保育料は全額お支払いいただきます。

◆月途中で入所、退所した場合の保育料は、保育所の開所日数により日割で計算します。

（2）小規模保育事業所の場合

◇施設への支払いとなります。（施設の定める方法に従ってください。）

5 申込みをしたときから変更があったとき

以下のいずれかに該当する場合、届出が必要となります。

変更内容	手続き
保護者が仕事を辞めた場合	離職し、その後仕事をしない場合は退所となります（6退所する場合を参照）なお引き続き求職活動をする場合は、求職活動申立書の提出が必要です。離職した日から3か月以内に就職し、就労証明書を提出すれば継続入所が可能です。なお、就労から求職活動に切り替わった翌月1日から、保育必要量の区分が保育短時間に変更となります。 必ず こども課・保育所へ連絡をしてください。
町内で転居した場合	支給認定証及び児童台帳登録事項変更届を提出してください。
氏名変更した場合	
保護者変更があった場合	
世帯構成が変わる場合 （結婚・同居などの増員）	世帯員の追加が必要なため、支給認定証及び児童台帳登録事項変更届を提出してください。結婚などで新たに保護者となる場合は、その人の追加書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。
保護者が妊娠した場合	母子健康手帳が交付されたら、表紙と分娩予定日が分かるページの写しを速やかに提出してください。（それを基に出産後の手続きのお知らせを送付します。）
保護者が出産した場合	児童台帳登録事項変更届及び出産した子のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーについては、出産した子のマイナンバー記載の住民票（またはマイナンバーカード）と窓口来庁者の本人確認ができるものをお持ちになり、こども課までおこし下さい。
出産予定日の前後8週の間で退職する場合	保育の実施期間は、 産後8週を経過した日の属する月の末日まで となりますので、退所日の10日前までに、退所届を提出してください。
出産後育児休業を取得する場合	児童台帳登録事項変更届及び育児休業証明書（就労証明書）を提出することで、最長で「育児休業対象児童が満1歳を迎える日の属する年度の末日まで」または「既に保育所を利用している子どもが小学校に就学する日の前日まで」のいずれか短い期間、継続入所ができます。ただし、育休対象児童が満1歳になるまでに保育所入所申請し、待機児童となった場合に限り、この場合、育休取得月の翌月から、保育必要量の区分が 保育短時間 に変更になりますのでご注意ください。
世帯構成が変わる場合 （離婚などの減員）	支給認定証及び児童台帳登録事項変更届の提出が必要です。また、離婚の場合、ひとり親となったことを証明する書類としてひとり親医療証等の写しが必要です。 ※母または父だけの税額により保育料を算定し直します。ただし、母または父の収入によっては、同居親族の分を家計の主宰者として算定することがありますので、結果として保育料が高くなることもあります。（「4保育料について」参照）
勤務先や勤務形態の変更があった場合	就労証明書を提出してください。就労時間数により、保育必要量の区分が変更となる場合は支給認定証及び児童台帳登録事項変更届も提出してください。
確定（修正）申告などをして住民税額の変更があった場合	速やかにこども課までご連絡ください。これにより保育料の変更がある場合は、変更の申し出があった月の翌月分から保育料が変更となります。

※児童台帳登録事項変更届や就労証明書（育児休業証明書）の様式は、全ての保育所にも置いています。

町のホームページからも各様式（PDF・Excel）をダウンロードできますのでご利用ください。

◆入所後、毎年6月～7月頃に就労状況等の再調査を行います（入所基準調査）。また必要に応じて随時入所条件を満たしているか調査を行います。家庭保育が可能な状況になったことが判明したときは退所となります。

◆育児休業を取得された方については、育児休業から復帰した後、再度、就労証明書の提出が必要です。

◆入所保留通知が必要な方は、日付を遡って発行することはできませんので、必ず事前に申請してください。

6 退所する場合

町外への転出、保護者の退職などにより、お子さまを家庭内保育できるようになった（保育の必要性がなくなった）ときは、保育所を利用し続けることはできません。退所する日の10日前までに退所届を提出してください。

◆保護者が退職した時

求職活動期間を3か月以内に設けていますが、3か月以内に就労要件が整わない場合は原則退所となります。

また、求職活動期間として入所できるのは年度内に1回限りとなります（倒産や派遣切りなどやむを得ない場合はご相談ください）。

◆引っ越しなどで町外へ転出するとき

保育所の利用は、転出の手続きを行った日の属する週の末日までとなります。

※届出をしないまま入所要件を満たさなくなっている場合は即刻退所になる場合があります。

7 入所にあたってのお願い

◆ご家庭で保育ができるときのお願い

保育所での生活が長期間になると、お子さんも大人と同じように疲れがたまります。また、乳幼児期のお子さんにとって、「特別な人」である保護者から大切にされ守られているという安心感を抱くことが、大人になる成長の過程において、よりよい人との関係をつくる基礎となります。

育児休業中やお仕事等がお休みでご家庭で保育ができるときは、家族でふれあうことができる貴重な時間をぜひ大事に過ごされてください。

◆土曜日の保育の利用について

土曜日の保育は、その利用の必要性を確認するために、事前に各保育所に申込み手続きをお願いします。

◆障がいなど気になることがあるお子さんの入所について

申請書に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給の有無の欄、健康状況等の申告欄がありますので、該当する箇所に記入をお願いします。

お子さんの状況によって、医師の診断書が必要となります。発達や健康状況等で不安なことがある場合は、事前に入所を希望される保育所への見学をお願いします。

～保育士募集～

保育所では保育士さんを随時募集しております。

現場未経験の方、ブランクのある方も大歓迎です♪

採用要件や求人情報など、詳しくは各保育所にお尋ねください。

お知り合いの方などいらしたらお声かけをお願いします♡

